

令和6年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和6年6月26日(水)						
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 集会室						
開 会		令和6年6月26日 午後2時44分						
閉 会		令和6年6月26日 午後3時29分						
議 長		大塚 明夫						
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	欠席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	欠席		
	13	保科 美那子	欠席		細井 悟	出席		
議事録署名人			荒井 広志 ・ 伊藤 政士					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 榎 友美					
書 記								

会議事件名

- 議案第22号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第23号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第24号 農地法第5条の規定による転用許可申請の取下について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

	顛末 令和 6 年 6 月 2 6 日 開会 午後 2 時 4 4 分
【議長】	これより、令和 6 年第 6 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 1 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 0 番 荒井 広志 委員・番号 1 1 番 伊藤 政士 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 1 件 3 筆 番号 2 3 受人は花き栽培を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 1 3 2 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 1 0 8 . 4 3 アールで、自宅から申請地までは約 5 0 0 メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【伊藤 政士 農業委員】	番号２３について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。受人が渡人の所有している農地の一部を経営継承し、花きを栽培するため、今回の申請地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号２３について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２２号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第２３号 農地法第４条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２３号 農地法第４条の規定による転用許可申請 農家住宅（迫認） １件 １筆 番号６ 申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明し

	ましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和４５年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号６について調査してまいりました。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（追認）ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【吉田 和好 推進委員】	番号６について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和４５年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２３号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２３号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第２４号 農地法第５条の規定による転用許可申請の取下について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２４号 農地法第５条の規定による転用許可申請の取下について 自己用住宅 １件 １筆 番号１ この件につきましては、４月の農業委員会定例会において、議案第１５号 農地法第５条の規定による転用許可申請の番号１４として議案審議が行われ、許可相当として埼玉県に意見を付するものとして議決されたところです。しかしながら、その後に建築予定地が都市計画法の建築要件を満たしていなかったため、令和６年５月２０日に取下申請が行われたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【林 繁雄 農業委員】	この件については、許可の前に取下げを申請するものですが、許可後において事業が実施できなかった場合にはどのような対応をしていますか。
【事務局】	農地転用の許可後については、工事が完了するまでの間、工事の進捗状況報告書を提出してもらいますが、事業が実施できない場合には許可の取消申出書を提出してもらいます。また、工事完了後については、工事完了届を提出してもらいます。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２４号について原案のとおり

	り受理することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第24号について原案のとおり受理するということで県知事に送付いたします。続きまして、議案第25号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第25号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 2件 2筆 使用貸借権の設定 5件 12筆 番号11 受入は、現在市内に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義叔父から譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年12月28日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号11について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見ををお願いいたします。

【松村 洋充 推進委員】	番号 1 1 について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 2 4 について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号 2 4 受人は、現在市内の借家に家族 3 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和 6 年 3 月 2 8 日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号 2 4 について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員 4 メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第 3 種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【石川 保男 推進委員】	番号２４について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については区域外流入で下水道管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２５について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２５ 受人は、現在市内で歯科医院を営んでいます。現在の駐車場では手狭となったため、駐車場の拡張を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和６年３月２８日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２５について調査してまいりました。申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員４メートル以上の道路の沿道の区域であって、かつ、申請地からおおむね５００メートル以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから、農地区分は第３種農地（原則許可農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。貸駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【加村 純男 推進委員】	番号２５について調査してまいりました。申請地には貸駐車場を設置するということですが、隣接農地はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２６について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２６ 受人は、現在市内の借家に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号２６について調査してまいりました。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【新井 秀樹 推進委員】	番号２６について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には既設のコンクリートブロックが設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については農業集落排水に接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２７について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２７ 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受入は良質土で埋め立てを行い、工事期間は９ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号２７について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は９ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【松村 洋充 推進委員】	番号２７について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦・大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２８と番号２９について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２８と番号２９について一括して説明いたします。 本申請は農地改良とその進入路のための一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受入は良質土で埋め立てを行い、工事期間は９ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号２８と番号２９について調査してまいりました。番号２８の申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね１０ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。また、番号２９の申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良とその進入路のための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されて

	おり問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号28と番号29について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇氏が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。進入路については鉄板を敷いて通行します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第25号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【事務局】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第25号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第26号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。まず初めに証明願の概要について、事務局をお願いいたします。
【事務局】	(証明願の概要について説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉】	番号3について調査してまいりました。この件につきましては、令和5年12

農業委員】	月 1 4 日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 2 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 2 6 号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第 2 7 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。まず初めに証明書の概要について、事務局をお願いいたします。
【事務局】	(証明書の概要について説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【武井 正夫 農業委員】	番号 1 について調査してまいりました。この件につきまして、審査対象となる特例適用農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 2 7 号について、原案のと

	おり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和6年5月11日～令和6年6月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 4件 5筆 1,788㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 18件 29筆 12,810.63㎡ 合計届出件数 22件 34筆 14,598.63㎡ これらは、全て会長専決でございます。
【議長】	何かご質問はございませんか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【会長代理】	・親睦会より令和6年度「緑の募金」について ・公務災害補償制度の加入について ・親睦会暑気払いについて
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	ございません。
【議長】	これをもちまして、令和6年第6回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和6年7月26日（金）午後3時より場所はクレアこ うのす3階会議室にて開催を予定しております。

	閉会 午後 3 時 2 9 分
--	-----------------